

光華寮問題——その経緯と背景

(法政大学講師) 伊藤 一彦

目 次

1. 光華寮問題の経緯
2. 中国の判決批判
3. 中国の対日批判の背景

1. 光華寮問題の経緯

先の第2次世界大戦末期の1945年4月、中国人留学生の「集合教育」のために京都帝国大学が大東亜省の委託を受け、合資会社洛東アパートメントから賃借して、100名前後の留学生を居住させたのが「光華寮」の起源である。

日本の敗戦後、京大が賃借料の支払いを中止し管理責任を放棄したため、1945年10月ごろ留学生である寮生が幹事会を組織し、光華寮を自主管理するようになった。寮生は建物を所有する洛東アパートメントの代表社員であり、土地の所有者でもあった藤居庄次郎に対し賃料の支払いを申し出た。藤居は政府あるいは大学当局が問題の解決にあたるべきだとして申し入れに応じず、国税庁その他と売買交渉を行ったが、留学生が現に居住しているためにいずれも不成立に終わった。寮生らは中華民国駐日代表団に対し、安心して寮生活を続けられるよう善処方を要請した。

光華寮寮生は、日本にいた他の中国人留学生らとともに同学会を組織し、相互扶助に努めた。後の裁判における寮生側の主張によれば、1947年あるいは48、49年頃、日本軍が戦争中に中国から掠奪してきた物資が摘発され、留学生代表らが、この物資を処分して留学生救済資金に充当するようGHQに働きかけた結果、中華民国駐日代表団は返還された略奪財産⁽¹⁾を換金した中から14.5万ドル（当時の約5,500万円に相当）を留学生らの

救済金に当てることにした⁽²⁾。

1950年5月27日、「中華民国」駐日代表団は、寮生等の希望に沿う形で光華寮の土地建物を一括して250万円で購入した。藤居等はその後追加支払いを要求し、所有権移転の登記はなされなかった。1952年12月8日、光華寮に関する先の売買契約を合意解除し、改めて代金を300万円とする契約が成立して台湾政府は更に50万円を支払った。しかし原所有者は所有権移転登記手続きを行わなかったため、台湾政府は53年に訴訟を起こして60年10月4日勝訴判決が確定し、翌61年6月8日、「中華民国」への所有権移転登記が行われた。即ち、日本の裁判所は、「中華民国」が1952年12月8日に光華寮を取得したと認めたのである。とはいえ、その後台湾政府が光華寮の管理運営に積極的に乗り出すこともなく、従来と同様、幹事会による自主管理が継続された。

光華寮の寮生は、後になると大陸を支持するものが多数を占めるようになり、中国で文化大革命が始まると、光華寮でも文革支持のスローガンが掲げられ、毛沢東主席の肖像画が飾られた。寮生のこうした動静を不満とする台湾当局は、1967年8月、北京を支持する寮生の退去、また「中華民国」の有効な旅券の所持者に対しては寮の一時使用契約書の提出を求めたが、寮生等が拒否したため、同年9月6日、京都地裁に于炳寰ら8名に対する光華寮明渡請求訴訟を提起したのである。

裁判継続中の1972年9月29日、日中国交正常化が実現し、日本政府は中華人民共和国政府を中国を代表する唯一の正統政府として承認した。それが光華寮裁判に影響したのであろう、77年9月16日に1審判決が出るまでに、提訴以来実に10年を

要したのである。京都地裁の判決は、日本政府による承認の切り替えを理由として光華寮の所有権が台湾から中華人民共和国に移ったことを認め、原告である台湾当局の訴えを退けた。しかし、原告の控訴を受けた大阪高裁は、82年4月14日、所有権はなお台湾当局にあるとして原判決を取消し京都地裁への差戻しを命じた。

その後、昨年2月4日の京都地裁判決、今年2月26日の大阪高裁判決はいずれも台湾の所有権を認めた。5月30日、寮生側が上告したので、現在裁判は最高裁の判決を待つ段階にある。

なお寮生とはいえ、日本の敗戦以前から光華寮に居住していた者はすでに60歳を過ぎている。日本の敗戦と引き続く祖国の革命とは、日本支配地域からの留学生の運命に大きな影響を与えた。当初45人いた同年代の留学生は次々に帰国したが、病気などの理由から、帰国することも、さりとて光華寮を出て他に生活の場を求めることもまなならず、現在まで光華寮に住みついている人は5人を数える。これらの“老”寮生やその後に入寮した者を含む8人が光華寮から出ていくよう、台湾当局によって訴えられているわけであるが、実のところ、次々と新しい中国人留学生が入寮しており、仮に最高裁が台湾当局の主張を認める判決を出したとしても、現在50人いる寮生——全員が光華寮は中華人民共和国の財産という主張で一致している（『東京新聞』87年6月10日）——の大部分には判決の効力は及ばないし、退去を迫られた人にしても、自発的に退去するとは限らず、そうすると、警察による強制退去という問題が生じてくることになる。

2. 中国の判決批判

中国は光華寮裁判について、昨年の京都地裁判決以前には少くとも公然とは見解を表明することはなかった。同判決の4日後の2月8日、中国駐日大使館の陸琪参事官が、「この判決は中日共同

声明、平和友好条約の原則に違反する不法なもので、遺憾の意を表明する。二つの中国の問題をおこさないように、日本政府と司法当局に、光華寮に対する中国の合法的な権益を守るように要求する」（『読売新聞』86年2月8日夕刊）とのコメントを発表したのが最初である。また4月中旬、東京での第2回外相定期協議の席上、呉学謙外交部長が判決に対する不満を表明した。ただしこれらの発言は、中国の国内では大きく報道されなかった。その後、『瞭望』（86年4月21日、「中日友好を損ねる「光華寮」問題に対する判決」）や『人民日報』（同年9月2日、蕭洲「「光華寮」事件について」）が光華寮問題を取り上げたが、いずれも海外版であって、中国側の抑制的な意図が働いていたことを見てとることができる。

今年になって、1月23日の『人民日報』海外版は外交部法律顧問李浩培の「日本の裁判所の光華寮判決の不法性について」を掲載したが、同論文は差戻し前の大阪高裁判決と、差戻し後の京都地裁判決を不法とし、不法な判決によって他の国に損害を与えた場合、被害国は当該国に謝罪、損害賠償を要求するか、あるいは報復措置をとって制裁を与える権利を有すると主張した。また2月初旬大阪高裁の判決が出る直前、中国は外交部条約法律司（局）の王厚立司長を団長とする法律専門家代表団を日本に派遣して、国際法学者等と光華寮問題に関して意見交換を行わせたが、これは一種のデモンストレーションと見られる。

2月26日、大阪高裁判決の当日、劉述卿外交部副部長が中江大使に、判決は“二つの中国”を認め日中共同声明に反すると批判し、日本政府に迅速な善処を求める覚書きを手交した。かくして光華寮問題は日中間の重大な政治問題として浮上したのである。

3. 中国の対日批判の背景

中国にとり台湾問題の解決は、実に19世紀中葉

のアヘン戦争以来、欧米列強（後に日本も）によって圧迫を被り領土を蚕食されてきた過去を清算し、祖国を統一するという歴史的な課題である。中国共産党は1980年代の3大任務として、経済建設、覇権主義反対・世界平和擁護とともに祖国統一の実現を掲げているが、近年、香港・マカオの返還問題が相次いで決着したことから、台湾問題は残された最後の課題となった。

中国は台湾に対し、現行の社会・経済制度その他の維持を認める「1国家2制度」による統一を呼びかけているが、台湾側は「3不政策」（大陸とは①妥協せず、②接触せず、③交渉しない）を堅持してこれを拒んでいる。更に最近、台湾海峡兩岸の経済格差は拡大する一方で統一の見通しはほとんど立っていない⁽³⁾。

台湾では昨年初めて野党の民主進歩党が結成され、年末の立法院選挙で善戦した。1949年5月19日に台湾全島にしかれて以来国民党専制支配の象徴となっていた戒厳令も、この7月15日に解除された。それと同時に戒厳令に代わる国家安全法が施行され、民進党は「戒厳令以上に国民を厳しく管理するものだ」と批判しているが、いずれにせよそれなりの政治改革が進行しており、台湾の国際的イメージは上ってきている。一方大陸は、昨年末の学生・知識人の民主化要求への弾圧、今年の1月政変での胡耀邦失脚などでそのイメージはむしろ低下した。

日中関係では、中国の期待するほどには日本側は投資、技術移転に積極的でなく、貿易不均衡の解決も困難な状態にある。日本の中国への直接投資額は、一昨年の4.7億ドルから昨年は2.1億ドルと55%も減少したが、台湾へのそれは1.45億ドルから2.53億ドルに拡大した。同時期の輸出入総額でも、日中間は189.6億ドルから155億ドルに減少し、日台間は90.1億ドルから128億ドルへの増加で、前者のマイナスと後者のプラスがほぼ見合う形になっている。

経済面における日中関係の停滞と日台関係の活性化に加え、昨年来の教科書問題、藤尾発言、蔣介石顕彰運動、防衛費1%枠突破、さらにはズドン号事件、これらは日本の台湾接近、軍国主義復活の動きとして中国の反発を引き出すことになった。日本の台湾接近と軍国主義とは一見無関係のようだが、中国にとって台湾をめぐる近代日中関係史は、まさに日本軍国主義の侵略とそれへの抵抗の歴史であり、また戦後は親台湾派＝タカ派＝軍国主義勢力という図式が成り立っており、両者は分かち難く結び付いたものと認識されているのである。

以上のようなさまざまな要因から生じた、あえて言えば中国の“焦燥感”、あるいはまた日本に対する不満不信——これには経済力を背景とした日本の驕りも含まれる——といった諸要因が、中国の姿勢をより強硬なものにしていることは事実である。親日的といわれる胡耀邦前総書記の失脚も同様の役割を果たしたといえるだろう。

しかしながら“二つの中国”あるいは“一つの中国”“一つの台湾”を認めない、これは中華人民共和国の絶対に譲ることのできない基本的な原則である（今日のところ“中華民国”にとっても同様）から、それだけで光華寮問題をめぐる中国の対日批判を解釈することはできない。日本政府も“二つの中国”を認めないとたびたび言明しているが、“二つの中国”の意味内容について、日中両国の認識は必ずしも一致していない。

日本の裁判所の判決は台湾当局について、「台湾とその周辺諸島を支配し事実上の国家形態をとっている」（差戻し前京都地裁）、「台湾及びその周辺諸島、及びそこの地域の人を排他的、永続的に支配、統治（している）」（差戻し後京都地裁、同大阪高裁）と断定しているが、中国からすればそれは台湾当局を「承認されていない事実上の政府」と見なし、中国に二つの異なる国際人格と二つの国が存在しているということで、とりもなお

さず“二つの中国”を認めたことになる（傳鈔「論光華寮案中の承認問題」『人民日報』3月23日、訳『北京週報』3月31日）。

こうした相違が国際法の解釈に起因することは言うまでもないが、歴代日本政府がとってきた中国政策の無盾とも無関係ではない。日本政府は1952年に“中華民国”を全中国を代表する合法政府として承認し、日中戦争の決着をつけるという虚構を作りだし、長く中国敵視政策をとり続けた。その一方で“中華民国”を、現に支配している地域に限定する（「日“華”平和条約」交換公文）という現実とのつじつま合わせも行った。そのため1972年の日中国交正常化を経ても、日本政府の立場としては、“中華民国”は全中国を代表する合法政府としての資格を失い、政府レベルの公式の関係を結ぶ対象ではなくなったものの、台湾等を実行支配する存在としては何ら変化はなかった。1952年から72年までの日“華”関係が虚構として清算されることもなかったのである。

ここから台湾当局を、「承認を取り消された政府」とする認識が生じるが、そうした法理論が中国側の了解を得ることははなはだ困難であろう。もっとも「日中共同声明」が、日本政府のこの立場を容認する玉虫色の性格を持っていることにも問題の一端があるといえよう。

〔注〕

- (1) 第2次大戦中、日本が掠奪、没収等の不法な手段で取得した外国または外国人の財産は、一般の賠償とは別に元の所有者に返還すべき「掠奪財産」Looted Propertyとして、日本政府がこれを押収してGHQに報告し（1949.4.19「掠奪財産の没収及び報告に関する覚書」）、集積貯蔵することが義務付けられた（46.7.25「掠奪財産の保管、集積及び貯蔵に関する覚書」）。なお、46年4月19日付け覚書では、返還すべき掠奪財産の対象を37年7月7日（日中戦争開

始）以後に掠奪したものに限定していたが、47年5月2日の同名の覚書でその限定が外された。

- (2) この問題は、差戻し前の京都地裁と差戻し後の大阪高裁の判決でのみ取り上げられている。
- (3) たとえば台湾の1人当たりGNPは1978年の1,599ドルから86年には3,748ドルに、87年の見通しでは4,335ドルに達する。これに対し大陸側は、いまだに300ドル前後で、今世紀末の目標値は800ドルである。

